

和光市犯罪被害者等支援条例（案）について

（パブリック・コメント説明資料）

1 条例制定の経緯等

(1) 条例制定の状況等

この条例は、犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」といいます。）の趣旨に則り、犯罪被害者等に対する支援施策の実施に関して必要な事項を定めるものです。

基本法では、自治体に対して条例の制定を義務付けていませんが、地域の状況に応じた施策の策定及び実施の責務を課していることから、国（警察庁）は自治体に対して被害者支援のための施策等を定める条例の制定を要請しています。

令和6年4月1日現在、犯罪被害者等支援のための条例を制定している自治体は、都道府県を含む910自治体で制定率は50.9%^{※1}となっていますが、全国的にみても埼玉県内では比較的条例の制定は進んでおり、令和6年7月現在で全63市町村中55市町村が制定しており、制定率は87.3%となっています^{※2}。

^{※1} 出典：犯罪被害者施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～／令和6年10月9日警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

^{※2} 都道府県内の市町村が犯罪被害者等支援のための条例を制定している割合（制定率）を見ると、制定率100%は11府県、50%以上100%未満は埼玉県を含む7県となっています。（令和6年4月1日現在）

(2) 条例の趣旨・目的等

誰もが、ある日突然犯罪被害に遭い、犯罪被害者やその家族・遺族となってしまう可能性があります。そして、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害^{※1}だけでなく、心身の不調や周囲の配慮に欠ける言動等による精神的な苦痛^{※2}、経済的な損失などの被害に苦しむことがあります。

市では、被害にあった方が1日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、条例を制定します。

^{※1} 生命・身体・財産を奪われる、または傷つけられることをいい、これを「一次被害」といいます。）

^{※2} これらを「二次被害」といい、①心身の不調、②生活上の問題、③周囲の人の言動による傷つき、④加害者からの更なる被害、⑤捜査・裁判に伴う様々な問題（負担）などの被害類型（警察庁が概括的に一般化したもの）があります。

2 条例案の主な内容等

(1) 条例案の構成

条例案は次の規定により構成しています。

- ・目的（第1条）
- ・基本理念（第3条）
- ・市、市民等及び事業者の責務（第4～6条）
- ・犯罪被害者等支援施策（第7～10条）
- ・施策の見直し等（第11条）
- ・委任（第12条）

条例の施行に関して必要な事項の詳細は、条例施行規則により定めます（第12条）。規則は、条例案が市議会において可決した後、市長が定めることとなります。

(2) 主な規定内容

条例の規定については、埼玉県内で既に条例を制定している自治体とほぼ同様の内容となっていますが、第11条の「施策の見直し等」は当市独自のものです。この条例において定める支援施策は「社会及び経済情勢を踏まえて検討する」ものとしています。

その他の規定の内容は次のとおりです。

ア 目的及び基本理念（第1条及び第3条関係）

第1条は、この条例を定める目的（犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することで犯罪被害者等を支え合う地域社会を実現すること。）を定めています。

第3条の基本理念は、条例に基づく支援施策を実施する上で重要になる考え方（犯罪被害者等の尊厳保持、状況等に応じた適切な支援及び途切れることのない支援）を示すものです。

イ 市、市民等及び事業者の責務（第4～6条関係）

この条例の主体となる市、市民等及び事業者の責務を定める「責務規定」です。条例の目的と基本理念の実現のために各主体が果たすべき役割を規定しています。

ウ 犯罪被害者等支援施策（第7～10条関係）

この条例により実施する支援施策の内容を規定しています。

(7) 相談及び情報の提供等（第7条）

犯罪被害者等が直面している問題について、相談、情報提供及び助言を行うとともに関係機関等との連絡及び調整を行います。

この規定による業務は、犯罪被害者支援総合的対応窓口[※]である危機管理室において所管します。

[※]基本法第11条に規定する「相談及び情報の提供等」を行うための窓口です。犯罪被害者等からの相談・問合せに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。警察庁の要請により平成31年4月に全ての地方公共団体に設置されました。

(4) 見舞金の支給（第8条）

① 国の制度を補完する経済的支援施策

この条例の中心となる犯罪被害者等に対する経済的支援施策です。

国は、犯罪被害者等に対する経済的な支援として犯罪被害者等給付金制度^{※1}を実施しています。

この制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病もしくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して国が一時金として「遺族給付金」、「重傷病給付金」及び「障害給付金」の三種類の給付金が支給されるものです。

しかし、これらの給付金は、申請から支給決定まで平均約 8.6 か月^{※2}かかるとされていること、また、埼玉県には被害者に直接現金を給付する制度がないことなどから、被害を受けてから国の給付金が支給されるまでの間に、国の制度を補完する形で経済的支援を実施することで、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な生活を取り戻すことを目指して見舞金を支給します。

^{※1} 犯罪被害者等給付金は①遺族給付金、②重傷病給付金、③障害給付金の3種類。

平均支給額は約 707 万円、最高額は 2,590 万円（2023 年実績：警察庁）

詳細は警察庁ホームページ（<https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/index.html>）をご確認ください。

^{※2} 出典：令和 5 年度中における犯罪被害者給付金制度の運用状況について（令和 6 年 6 月 6 日警察庁犯罪被害者等支援施策推進課）

② 見舞金の種類及び額等

見舞金の支給に関しては規則で定めますが、現在予定している見舞金の種類及び額等は次のとおりです。

種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した者であって、犯罪行為が行われたときに市民であった者の遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った者で、犯罪行為が行われた時に市民である者

(ウ) 市民等及び事業者への理解促進（第9条）、人材育成（第10条）

犯罪被害者等支援に関する施策や制度の周知及び啓発を実施すること、また、支援に従事する人材の育成を取組として掲げています。

【参考】見舞金（条例案第8条）に関するQ&A

Q1：見舞金支給金額の算出根拠は？

A1：埼玉県内において条例を制定し、見舞金支給を規定している自治体のほとんどが「遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円」と規定しており、県内において一定の相場を形成しています。これは条例を制定する自治体が、県内及び近隣自治体における支援の均衡を考慮しているものと推察され、当市においてこれを上回る（あるいは下回る）金額を設定する合理的な理由が存在しないため、県内自治体と同額に設定しました。

Q2：遺族見舞金、重傷病見舞金以外の経済的支援は実施しないのか？

A2：条例を制定するに当たり、犯罪被害者等に対する支援の必要性の認定は、支援の内容に関わらず、「犯罪被害に遭ったこと」ではなく、「犯罪被害を軽減・回復させるためにどのような支援を必要としているか」を基準としました。

埼玉県以外の自治体では見舞金等の支給以外に、金銭の給付・補助及びサービスの提供等を行っている例がありますが、当市ではこれらが「犯罪被害に起因する生活課題に対する支援」として既存の枠組による支援が可能であり、市が支援することが困難な分野であっても、県や関係機関による支援が受けられることから、遺族見舞金、重傷病見舞金以外の経済的支援は実施しないこととしました。

Q3：犯罪被害を受けた後、市外に転出した場合であっても支給対象となるか？

A3：条例施行規則では、犯罪行為が行われたときに被害者が市民であれば見舞金の支給対象とする予定です。

Q4：性犯罪被害等は対象になるか？

A4：条例施行規則では、性犯罪被害に遭い、警察に被害届が提出された事案で、身体及び精神に被害を受けたことが医師の診断書等により確認することができれば重傷病見舞金を支給するという運用を予定しています。

Q5：被害者の遺族が市民等でない場合も支給の対象となるか？

A5：支給対象となる遺族の居住地が必ずしも被害者と同一とは限らないため、対象とする予定です。